官報告

法　務

公証人任免

東京法務局所属公証人八峠剛一は願により公証人を免ぜられた。

南部義廣は公証人に任命され、東京法務局所属公証人八峠剛一の後任を命ぜられた。（以上十月十九日）（法務省）

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、四国区域の労働者を代表する地方調整委員である向井勉氏の任期が平成21年12月20日をもって、関東区域の使用者を代表する地方調整委員である稲垣哲雄氏の任期が同月24日をもってそれぞれ満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、資格のある労働組合又は使用者団体、特定独立行政法人（労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人をいう。１⑵において同じ。）若しくは国有林野事業（同項に規定する国有林野事業をいう。１⑵において同じ。）を行う国の経営する企業は、下記により、それぞれ労働者を代表する地方調整委員又は使用者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。

平成21年10月26日

厚生労働大臣　長妻　昭

記

１　推薦者資格

⑴　労働者を代表する地方調整委員の候補者について　上記の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人職員若しくは国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は２以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第２条及び第５条第２項の規定に適合するものであること。

⑵　使用者を代表する地方調整委員の候補者について　上記の候補者を推薦する資格を有するものは、２以上の都道府県にわたって組織を有する使用者団体、特定独立行政法人又は国有林野事業を行う国の経営する企業であること。

２　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。

３　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式１又は２による推薦書に被推薦者の履歴書２部及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。

なお、労働組合にあっては、当該労働組合が、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。

４　推薦書類の提出期限　平成21年11月25日

５　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100―8916 東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）

別記様式１

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

労働組合名（代表者名）　印

中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の労働者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

別記様式２

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

使用者団体名、特定独立行政法人名又は国有林野事業を行う国の経営する企業名

（代表者名）　印

中央労働委員会の使用者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、使用者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

○○区域の使用者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車小売業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年10月26日

大阪労働局長　石井　淳子

第４号中「１時間808円」を「１時間813円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成21年10月26日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間788円」を「１時間791円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月１日から効力を生ずる。

国　家　試　験

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第三項の規定による水先人試験の施行

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百十八号）附則第二条第三項の規定による水先人試験の施行について、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（平成十九年国土交通省令第七号）第四条において準用する水先法施行規則（昭和二十四年運輸経済安定本部令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十一年十月二十六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　筆記試験

水先区	試験日	試験場所	受験申請書提出先	提受出験期申限請書
東京湾水先区	平成二十一年八月十二日	関東運輸局横浜仲地方合同庁舎（横浜市中区北仲通五丁目第二番地）	船員労働委員会事務局（〒一〇二―八五四四　東京都千代田区五番町九番地三番町スクエア）	平成二十一年十二月二十一日（郵送にあっては、十二月二十一日必着）
伊勢湾水先区	平成二十一年十二月十日	中部運輸局名古屋港湾合同庁舎（名古屋市中区三の丸二丁目二番一号）	船員労働委員会事務局（〒四五六―八五四四　名古屋市熱田区神宮二丁目二番十五号名古屋合同庁舎第二号館）	平成二十一年十二月二十一日（郵送にあっては、十二月十日必着）